

島根県報

第一、三五六号
平成十四年四月二日
(火曜日)

目次

告示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (長寿社会課) 一

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 () 一

土地改良事業施行の認可 (農村整備課) 二

県営土地改良事業計画の変更 (三件) () 二

土地改良事業施行の同意 () 三

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出 () 三

解除予定保安林 (七件) (森林整備課) 四

森林法第百八十九条の規定による告示及び掲示 () 五

漁業関係事業補助金交付要綱の廃止 (漁港課) 六

道路の区域の変更 (道路整備課) 六

道路の供用開始 () 九

プレジャーボートの重点係留禁止区域の指定 (河川課) 一〇

都市計画変更の図書の縦覧 (下水道推進課) 一〇

公告

収去飼料の試験結果の概要 (畜産振興課) 一一

特定計量器の定期検査の実施 (商工企画課) 一二

選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった

政治団体

一三

公職選挙法の規定に基づく施設の指定
公職選挙法の規定に基づく施設の指定の取消

一四
一四

告

示

島根県告示第三百八十九号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年四月二日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 野田眼科医院	松江市北田町一―一	平成十三年四月一日
真鍋医院	浜田市国分町六七七一	平成十三年五月一日
雲南クリニック	大原郡木次町大字里方一〇九三―四七	平成十三年六月一日
小林クリニック	松江市比津町一四九一―一	平成十三年十月二十八日
石原医院	仁多郡横田町大字横田一〇四四	平成十三年十月三十一日
岩佐歯科	平田市平田町一四四五―一	平成十三年十月十六日
佐々木歯科	浜田市片庭町七三	平成十三年十一月一日

島根県告示第三百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年四月二日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
野田眼科医院	松江市北田町一―一	平成十三年三月三十一日
真鍋医院	浜田市国分町六七七番地	平成十三年四月三十日
石原歯科本院	松江市東本町一―六一	平成十三年五月一日
雲南クリニック	大原郡木次町大字里方一〇九三―四七	平成十三年五月三十一日
森江医院	松江市古曾志町一五一七―一一	平成十三年八月三十一日
森江医院秋鹿診療所	松江市秋鹿町三二九八	平成十三年八月三十一日
スイング薬局姫原店	出雲市姫原一丁目五番地二	平成十四年一月三十一日
小林クリニック	松江市比津町一四九―一	平成十三年十月二十七日
石原医院	仁多郡横田町横田一〇四四	平成十三年十月三十日
岩佐歯科	平田市平田町一四四五―一	平成十三年十月十五日
佐々木歯科医院	浜田市片庭町七三	平成十三年十月三十一日
有限会社小玉愛薬局	松江市殿町一五〇番地	平成十四年二月六日
ジャスト薬局	江津市嘉久志町二二八九―三	平成十四年一月三十一日

島根県告示第三百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十四年四月二日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	認可年月日
江津市土地改良区	川平地区区画整理事業（基盤整備促進事業）	平成十四年三月二十五日

島根県告示第三百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、西谷地区を受益地域とする区画整理事業（県営農地環境整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らたい。

平成十四年四月二日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

西谷地区区画整理事業（県営農地環境整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

広瀬町役場

島根県告示第三百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、
匹見地区を受益地域とする区画整理事業（県営は場整備事業）の計画を変更したので、同
条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦
覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了
後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月二日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

匹見地区区画整理事業（県営は場整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

匹見町役場

島根県告示第三百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、
山下地区を受益地域とする区画整理事業（県営は場整備事業）の計画を変更したので、同
条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦
覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了
後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月二日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

山下地区区画整理事業（県営は場整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

津和野町役場

島根県告示三百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する
同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成十四年四月二日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	同意年月日
-------	-----	-------

金城町	皆合越沢地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成十四年三月二十五日
-----	----------------------	-------------

島根県告示第三百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、次
のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月二日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
-------	-----	-------

仁多町	高尾地区（下高尾団地）区画整理事業（中 山間地域農村活性化総合整備事業） 高尾地区（尾白団地）区画整理事業（中山 間地域農村活性化総合整備事業）	平成八年二月二十八日
-----	---	------------

島根県告示第三百九十七号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年四月二日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

飯石郡木次町大字穴見六四七の五、六四七の七から六四七の九まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

島根県告示第三百九十八号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年四月二日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

大原郡木次町大字北原一六二三の五六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

電気通信施設用地とするため

島根県告示第三百九十九号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年四月二日

島根県知事 澄田信義

一(一) 解除予定保安林の所在場所

大原郡木次町大字北原一二〇〇の四・一二〇一の三から一二〇一の五まで・一二〇二の二・一二〇四の二・一二〇四の三・一二〇五の三・一二〇六の二・一二〇七の二・一二〇七の三・一二〇八の二・一二〇九の二・一二〇九の三・一二一〇の二・一二一〇の三・一二一一の二から一二一一の四まで・一二一二の二・一二一三の三・一二一三の四・一二一四・一二一五・一二一六の一から一二一六の三まで・一二一七の三・一二一九の二・一二二〇の二・一二二一・一二二二の五・一二二二の六・一二二三の三・一二二六の三・一二五〇の三（以上三六筆国有林）

二(一) 保安林として指定された目的

水源のかん養

三(一) 解除の理由

道路用地とするため

二(二) 解除予定保安林の所在場所

大原郡木次町大字北原一二二七の四（国有林）

二(三) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三(二) 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第四百号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年四月二日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所
大原郡木次町大字東日登一四九六の七、一四九六の九、一四九六の一〇、一四九六の一二、一四九九の一五、一五〇〇の二、一五〇五の二、一五〇六の三、一五一三の二、一五一四の二、一五一六の一〇

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
農道用地とするため

島根県告示第四百一号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年四月二日

一 解除予定保安林の所在場所
大原郡大東町大字篠淵字源五田四七〇の二・四七〇の三・四七一の二・一七九四の二・字平兵衛屋敷尻リソ子四八七の二（以上五筆国有林）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第四百二号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年四月二日

島根県知事

澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所
大原郡大東町大字篠淵字太平二の四、四の九

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第四百三号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年四月二日

一 解除予定保安林の所在場所
大原郡大東町大字下久野一〇二の二、一一〇三の二、一一〇四の三

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第四百四号

平成十三年農林水産省告示第千五百十一号で保安林の指定を解除された次の森林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百八十九条の規定に基づき、その通知の内容を松江市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成十四年四月二日

一 森林の所在場所及び不明である通知の相手方

島根県知事

澄田信義

森 林 の 所 在 場 所			不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
市 名	町 名	字	地 番	
松 江	西 忌 部	杉 廻	二 一 六 五 の 四 一 九 九 五 の 八 一 九 九 五 の 九	
〃	〃	砂 子 原	内 田 ア キ ヨ シ 谷 石 為 三 郎 〃	
〃	〃	〃	松 江 市 西 川 津 町 二 三 七 五 松 江 市 西 忌 部 町 一 四 四 〃	

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第四百五号

道路の種類		路線名		道の区間		の区域		管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
県道		川平停車場線		江津市松川町市村二二四番二地先から同町上河戸六六一番二地先まで		江津市松川町市村二二四番二地先から同町下河戸八八番五地先まで			
能義郡伯太町母里五二五番二地先から同町母里四五五番一地先まで	前	後		前		後		変更新後の別敷地の幅員延長	道路改良工事 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 終点側交点変更
	A	B	A	B	A	B			
	六・〇〇〇 二二・〇〇〇	一〇・〇〇〇 四〇・〇〇〇	三・二〇〇 一五・五〇〇	一〇・〇〇〇 二九・〇〇〇	三・二〇〇 一五・五〇〇	二・二九七・〇〇〇			
	六九〇・〇〇〇	二、三八〇・〇〇〇	二、二九七・〇〇〇	九三五・〇〇〇	二、二九七・〇〇〇				
		浜田土木建築事務所							
〃									

〃	〃	〃	〃	〃	〃								
西郷布施線	仁摩瑞穂線	益田港線	三刀屋佐田線	久利五十猛停車場線	安来伯太日南線								
隠岐郡西郷町大字大久字向灘一六番一二地先から同字一七番二地先まで	邑智郡川本町大字多田二八〇四番一三地先から同大字一一一番二地先まで	益田市中島町イ一四二番二地先から同町イ一四二番四地先まで	益田市中島町イ一七二番三地先から同町イ一四七番二地先まで	簸川郡佐田町大字宮内字門垣内六一七番二地先から同字六三二番六地先まで	能義郡伯太町東母里五七〇番一地先から同町母里二三八番一地先まで								
前 B A	後 前	後 前 後 前	後 前 後 前	後 前 後 前	後 B A								
三・五〇〇 二二三・〇〇〇	一四・〇〇〇 三四・〇〇〇	七・〇〇〇 二三・〇〇〇	一〇・八〇〇 一一・〇〇〇	八・三〇〇 八・六〇〇	一一・〇〇〇 一一・五〇〇	六・八〇〇 九・二〇〇	一〇・〇〇〇 三九・〇〇〇	四・〇〇〇 九・〇〇〇	三・三〇〇 二三・五五〇	三・三〇〇 二三・五五〇	一四・〇〇〇 四一・〇〇〇	六・〇〇〇 二二・〇〇〇	
四一五・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇	一三六・〇〇〇	一三六・〇〇〇	三九・六〇〇	三九・六〇〇	一九・四〇〇	一九・四〇〇	一一六・〇〇〇	一一六・〇〇〇	九、九八六・〇〇〇	九、七二九・〇〇〇	六八五・〇〇〇	六九〇・〇〇〇
隠岐支庁	川本土木建築事務所	益田土木建築事務所	益田土木建築事務所	出雲土木建築事務所	大田土木建築事務所	広瀬土木事務所							
ダブルウェイ解消	道路改良工事 拡幅	〃	道路改良工事	道路改良工事 拡幅	県道大田桜江線道路改良による交差点変更	〃							

〃												〃		
中村津戸港線												西郷都万五箇線		
隠岐郡西郷町大字中村字中鹿七〇〇番地先から同大字字池尻七一一番一二地先まで		隠岐郡西郷町大字中村字荒神谷六三三番三地先から同大字字中鹿七〇〇番地先まで		隠岐郡西郷町大字中村字道下四九二番地先から同大字字荒神谷六三三番三地先まで		隠岐郡西郷町大字中村字新堤一四七六番一地先から同大字字道下四九二番地先まで		隠岐郡西郷町大字中村字新堤一七五番四地先から同大字字道下四九二番地先まで		隠岐郡五箇村大字北方字坂根一七〇八番一地先から同大字字向田一六二三番四地先まで				
後	前	後 B A		前 A	後	前	後 B A		前 A	後 A	前 B A		後 A	
一四・〇〇〇 五〇・〇〇〇	五・〇〇〇 八・〇〇〇	八・〇〇〇 二八・〇〇〇	四・五〇〇 一〇・〇〇〇	四・五〇〇 一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇 三〇・〇〇〇	四・五〇〇 二五・〇〇〇	一〇・〇〇〇 二四・〇〇〇	五・〇〇〇 一七・〇〇〇	五・〇〇〇 一七・〇〇〇	八・〇〇〇 六二・〇〇〇	四・〇〇〇 二四・五〇〇	八・〇〇〇 六二・〇〇〇	九・〇〇〇 一九・〇〇〇	
三四〇・〇〇	三四〇・〇〇	二六〇・〇〇	二八〇・〇〇	二八〇・〇〇	九〇〇・〇〇	九〇〇・〇〇	一、一四〇・〇〇	一、〇五〇・〇〇	一、〇五〇・〇〇	一、二六七・〇〇	一、四八一・〇〇	一、二六七・〇〇	二〇〇・〇〇	
隠岐支庁										〃				
拡幅	〃	ダブルウェイ		〃	拡幅	〃	ダブルウェイ		道路改良工事 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	村道移管 ダブルウェイ解消		町道移管 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。		

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間			延 長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備 考
県 道	三刀屋佐田線	簸川郡佐田町大字宮内字門垣内六一七番四地先から同字六三三番六地先まで	能義郡伯太町東母里五七〇番一地先から同町東母里二三八番一地先まで	益田市中島町イ一七二番三地先から同町イ一四七番二地先まで	益田市中島町イ一四二番二地先から同町イ一四二番四地先まで	益田市高津町イ二五七四番九地先から同町イ二〇五番一地先まで	益田土木建築事務所	
安来伯太日南線	益田港線	益田市中島町イ一七二番三地先から同町イ一四七番二地先まで	益田市中島町イ一四二番二地先から同町イ一四二番四地先まで	益田市中島町イ一四二番二地先から同町イ一四二番四地先まで	益田市中島町イ一四二番二地先から同町イ一四二番四地先まで	益田市中島町イ一四二番二地先から同町イ一四二番四地先まで	益田土木建築事務所	
幡電湖高津線	幡電湖高津線	益田市中島町イ一四二番二地先から同町イ一四二番四地先まで	益田市中島町イ一四二番二地先から同町イ一四二番四地先まで	益田市中島町イ一四二番二地先から同町イ一四二番四地先まで	益田市中島町イ一四二番二地先から同町イ一四二番四地先まで	益田市中島町イ一四二番二地先から同町イ一四二番四地先まで	益田土木建築事務所	

島根県告示第四百七号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

島根県知事 澄 田 信 義

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年四月二日

後		前		後		前	
後		前		後		前	
一〇・〇〇〇 二六・〇〇〇		八・〇〇〇 二〇・〇〇〇		九・〇〇〇 五三・〇〇〇		四・〇〇〇 三九・〇〇〇	
三三五・〇〇		三三五・〇〇		一、四〇〇・〇〇		一、六二〇・〇〇	
拡幅		ダブルウェイ		上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。		〃	

〃	〃	〃	〃	〃	〃
日原須佐線	桜江金城線	柿木津和野停車場線	出雲仁多線	吉田三刀屋線	邑智赤来線
鹿足郡日原町大字池村字谷口二二三一番一地先から同字二九七七番一地先まで	那賀郡金城町大字下来原一四〇九番二地先から同大字一八二番二地先まで	鹿足郡津和野町大字笹山字高平五二〇番二地先から同大字字高崎一二番一地先まで	飯石郡三刀屋町大字六重四八番二地先から同大字四七番一地先まで	飯石郡三刀屋町大字六重一三七番二地先から同大字四八番二地先まで	邑智郡邑智町大字九日市二八〇番一地先から同大字九七七番二地先まで
一六八・五〇	一七二・五〇	二二〇・〇〇	八九・〇〇	三二七・〇〇	二九六・〇〇
日 平成十四年四月二	日 平成十四年四月二	日 平成十四年四月二	日 平成十四年四月二	日 平成十四年四月二	日 平成十四年四月二
津和野土木事務所	浜田土木建築事務所	津和野土木事務所	〃	木次土木建築事務所	川本土木建築事務所

島根県告示第四百八号

知事が管理する河川におけるプレジャーボートの係留及び保管の適正化の推進に関する要綱（平成十四年島根県告示第十七号）第六条第一項の規定により次のとおり重点係留禁止区域を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十四年四月二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 指定の範囲

河川名		区分		指定の範囲		指定年月日
		左岸	右岸	上流端	下流端	
一級河川 斐伊川水系 佐陀川		左岸	右岸	八束郡鹿島町大字佐陀宮内七番地先	八束郡鹿島町大字古浦六〇七番三地先の湊橋	平成十四年 三月十九日
				八束郡鹿島町大字名分一三〇五番一地先	同右	

ただし、河川法（昭和三十九年法律百六十七号）第二十四条又は第二十六条の規定により船舶の係留及び保管施設として知事の許可を受けた施設の区域を除く。

二 指定の理由

河川区域内において不法に係留されているプレジャーボートによる周辺地域の生活環境や景観への影響が大きく、河川法の規定による除却の指示及び命令、若しくは撤去措置を重点的に実施する必要があるため。

島根県告示第四百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成十四年四月二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

木次都市計画及び三刀屋都市計画下水道
都市計画を変更する土地の区域

大原郡木次町大字里方、山方、下熊谷及び西日登地内
飯石郡三刀屋町大字下熊谷、三刀屋及び古城地内
縦覧場所

島根県土木部下水道推進課、木次町役場及び三刀屋町役場

栄養成分に関する検査（平成一四年八月検査）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二
十一条第六項の規定に基づき、平成十四年三月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次
のとおり公表する。

平成十四年四月二日

島根県知事 澄 田 信 義

公 告

試 験 結 果 の 概 要

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	年（輪 製 月 入 造	粗蛋白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性 塩基性 窒素	水溶性 窒素	ペプシ ン消化 率	D C P	T D N	M E	その他 の検査	備 考
				一二・九	三・五	四・五	二・八	〇・二二	〇・三五								
大田市 新生飼料(株) 山陰工場	同上	アミノビーフ	一四・三	一二・八	三・三	五・〇	二・八	〇・二四	〇・三七								
同 右	同上	アミノフィード	一四・二	一二・八	三・三	五・〇	二・八	〇・二四	〇・三七								
同 右	同上	キャトルヘルサー	一四・二	九・五	三・五	四・五	二・四	〇・二〇	〇・二七								
島根県飯石郡 AST飼料合理 化センター	同上	AST11号	一四・三	一五・七	三・二	五・六	六・〇	一・三九	〇・七四								
同 右	同上	AST16号	一四・三	一六・四	五・七	六・七	六・三	〇・八八	〇・八六								
同 右	同上	AST肥育	一四・二	一〇・六	三・四	三・七	一・八	〇・〇四	〇・三四								

注一 飼料の名称の欄中「規」は、法第四条第一項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
注二 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、備考欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量（絶対量）を示す。
注三 （単位）パーセント

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公告する。
平成十四年四月二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項に規定する非自動はかり（第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

二 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号及び第三号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
十一月二十五日から十二月二十日まで	特定計量器の所在の場所	安来市、八束郡、仁多郡、飯石郡、邑智郡、那賀郡、美濃郡

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第三十九条第二項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第三十九条第一項第二号、第四号及び第五号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
六月三日から八月三十日まで	特定計量器の所在の場所	安来市、八束郡、仁多郡、飯石郡、邑智郡、那賀郡、美濃郡

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第三十九条第二項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)及び(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
美都町	五月八日	十時から十六時まで	美都町役場
匹見町	五月九日	十時から十五時三〇分まで	匹見町役場
	五月十日	十時から十二時まで	
安来市	五月十三日から同月十六日まで	十時から十五時三十分まで	安来市役所
横田町	五月十三日及び同月十四日	十時から十五時三十分まで	横田町役場
仁多町	五月十五日及び同月十六日	十時から十五時三十分まで	仁多町役場
掛合町	五月二十日	十三時三十分から十五時三十分まで	掛合町役場
	五月二十一日	十時から十五時三十分まで	
赤来町	五月二十二日	十時から十五時三十分まで	赤来町役場
頓原町	五月二十三日	十時から十五時まで	頓原町役場

石見町	宍道町	川本町	邑智町	瑞穂町	羽須美村	大和村	弥栄村	三隅町	旭町	金城町	三刀屋町	吉田村
七月一日	六月二十六日及び同月二十七日	六月二十七日	六月二十五日	六月二十一日	六月二十日	六月十八日	六月十三日	六月十一日及び同月十二日	六月五日 六月六日	六月四日	五月三十一日	五月二十七日
十三時三十分から十五時三十分まで	十時から十五時三十分まで	十時から十二時まで	十時から十五時三十分まで	九時三十分から十二時まで	九時三十分から十五時三十分まで	十時から十六時まで	九時三十分から十二時まで	十時から十五時三十分まで	十時から十六時まで	十時から十五時三十分まで	十三時三十分から十六時まで	十時から十六時まで
石見町役場	宍道町役場	川本町役場	邑智町役場	瑞穂町役場	羽須美村役場	大和村役場	弥栄村役場	三隅町役場	旭町役場	金城町役場	三刀屋町役場	吉田村役場

	桜江町	八束町	美保関町	玉湯町	東出雲町	八雲村	島根町	鹿島町
七月二日	七月三日	七月四日	七月八日	七月九日及び同月十日	七月十一日	七月十七日	七月十八日	七月十九日
十時から十五時三十分まで	十時から十五時三十分まで	十時から十一時三十分まで	十時から十五時三十分まで	十時から十五時三十分まで	十時から十二時まで	十時から十四時まで	十時から十五時まで	十時から十五時三十分まで
	桜江町役場	八束町役場	美保関町役場	玉湯町役場	東出雲町役場	八雲村役場	島根町役場	鹿島町役場

備考 受付時間は、右記検査時間のうち十二時から十三時までの間を除く時間とする。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年四月二日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

その他の政治団体

毎週火・金曜日発行

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
月森かずひろ後援会	田平 律夫	森田 博久	大田市大田町イ七二七―一八
内藤よしひで後援会	郷原 実朗	高橋 義則	大田市大田町大田ロ六六一
森山たかし後援会	安藤 和夫	津賀 康	大田市久手町刺鹿二四三〇
澄川勝哉後援会	河村由美子	道下 博哉	鹿足郡六日市町大字有飯一五三―二
渡辺正明後援会	斎藤 一米	太田 久人	鹿足郡六日市町大字七日市四八八―二
日野守後援会	日野 守	日野 肇	飯石郡三刀屋町大字三刀屋一〇九番二地
手銭均後援会	大國 智夫	手銭 京子	簸川郡大社町大字入南二九五番地
佐々木恵二後援会	又賀 義喜	幡歩美恵子	美濃郡美都町大字仙道九一五―一
山野内まさと後援会	山野内 修	坂田 光男	飯石郡三刀屋町大字三刀屋一二〇九―一
高尾肇後援会	伊達 浩英	伊東 喜一	飯石郡三刀屋町大字多久和一三五一番地

島根県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号に規定する施設として指定をした旨三刀屋町選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年四月二日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号に規定する施設の指定を取り消した旨三刀屋町選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年四月二日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
雲見の里文化伝承館	飯石郡三刀屋町大字多久和一五一六番地二	平成十四年三月二日

施設の名称	所 在 地	取 消 年 月 日
雲南農業協同組合三刀屋支所大会議室	飯石郡三刀屋町大字三刀屋一一二九番五地	平成十四年三月二日
三刀屋町商工会館	飯石郡三刀屋町大字三刀屋二七四番地一〇	平成十四年三月二日
飯石生活改善センター	飯石郡三刀屋町大字多久和一五一〇番地	平成十四年三月二日

平成十四年四月二日印刷
平成十四年四月二日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）